

野田市老人デイサービスセンターの
設置及び管理に関する条例施行規則の
一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 15 号

野田市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例施行 規則の一部を改正する規則

野田市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 17 年野田市規則第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

（使用料の徴収）

第 4 条 市長は、条例第 6 条に規定する使用料を徴収しようとするときは、当該使用料の徴収額を納期限前 15 日までに納入通知書により使用料を納入すべき者に通知するものとする。

第 8 条を削り、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（利用の制限）

第 5 条 条例第 9 条に規定する正当な理由がある場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他センターの管理運営上支障があると認められるとき。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。